地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第二十九号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則（昭和四十年秋田県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第二項の規定に基づき、知事が定める職は、次のとおりとする。 一　産業労働部の部長、次長、参事、課長、室長、政策監、総合調整主幹、上席主幹、チームリーダー、主幹及び副主幹 二・三　略	地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第二項の規定に基づき、知事が定める職は、次のとおりとする。 一　産業労働部の部長、次長、参事、課長、室長、政策監、総合調整主幹、上席主幹、主幹及び副主幹 二・三　略

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。